

サービス種別ごとの各種指針整備、委員会、研修・訓練等開催一覧

項目	サービスの種別																		
	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	居宅療養管理※3	(地密)通所介護	通所リハ	認知症DS	用具貸与※3	居宅介護支援※3	(看護)多機能小規模※4	短期生活※4	短期療養※4	(地密)特定施設	認知症GH	(地密)特養	介護老人保健施設	介護医療院	
業務継続計画	感染症・災害に係る計画の策定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	業務継続計画未作成減算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	感染症・災害に係る研修・訓練の年間回数(それぞれ)	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上
	新規採用時の研修の実施(感染症・災害)※1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○
感染症の予防及びまん延防止のための対策	委員会の開催頻度※2	6月に1回以上	6月に1回以上	6月に1回以上	6月に1回以上	6月に1回以上	6月に1回以上	6月に1回以上	6月に1回以上	6月に1回以上	6月に1回以上	6月に1回以上	6月に1回以上	6月に1回以上	6月に1回以上	6月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上
	指針の整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	研修・訓練の年間回数(それぞれ)	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上
	新規採用時の研修の実施※1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○
虐待の防止のための対策	委員会の開催頻度※2	定期	定期	定期	定期	定期	定期	定期	定期	定期	定期	定期	定期	定期	定期	定期	定期	定期	定期
	指針の整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	研修の年間回数	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上
	新規採用時の研修の実施※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	選任担当者の配置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	虐待防止措置未実施減算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認知症に係る基礎的な研修		○					○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	
栄養管理	栄養ケア計画の作成																○	○	○
	栄養状態の記録																○	○	○
口腔衛生の管理 ※5	技術的助言・指導														2回以上		2回以上	2回以上	2回以上
	計画の作成														○		○	○	
	口腔健康状態の評価																月ごとに1回以上	月ごとに1回以上	月ごとに1回以上
身体的拘束等の適正化	記録の整備・家族への確認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	委員会の開催頻度														3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上
	指針の整備														○	○	○	○	○
	研修の年間回数														2以上	2以上	2以上	2以上	2以上
	新規採用時の研修の実施 ※1															○	○	○	○
	内部又は外部評価の実施															○			
	身体拘束廃止未実施減算														○	○	○	○	○
利用者の安全並びにサービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策検討委員会(R9.3.31まで努力義務)委員会の開催頻度																			定期

※1 新規採用時には各種研修を実施すること(△実施が望ましい ○実施すること)。  
 ※2 感染症の予防及びまん延防止のための委員会、虐待防止のための委員会は、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。  
 ※3 居宅療養管理事業所及び居宅介護支援事業所の従業者が1名である場合、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備することで、同委員会を開催しないことも差し支えないが、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましい。  
 また、居宅療養管理事業所においては、業務継続計画及び虐待防止のための措置に関する義務化が、福祉用具貸与においては虐待防止のための措置に関する義務化が3年間延長とされた。業務継続計画未策定減算・虐待防止措置未実施減算は、居宅療養管理、福祉用具販売のみ適用外。  
 虐待防止措置未実施減算は、福祉用具貸与のみR9.3.31まで経過措置。  
 ※4 これらサービス種別においては、身体拘束の適正化のための措置が義務化されたことにより、身体拘束廃止未実施減算の適用対象となる。  
 ※5 口腔衛生の管理については、介護老人福祉施設のみR9.3.31まで努力義務。

市条例に基づく運営規程に定めなければならない重要事項

サービスの種別

別紙3

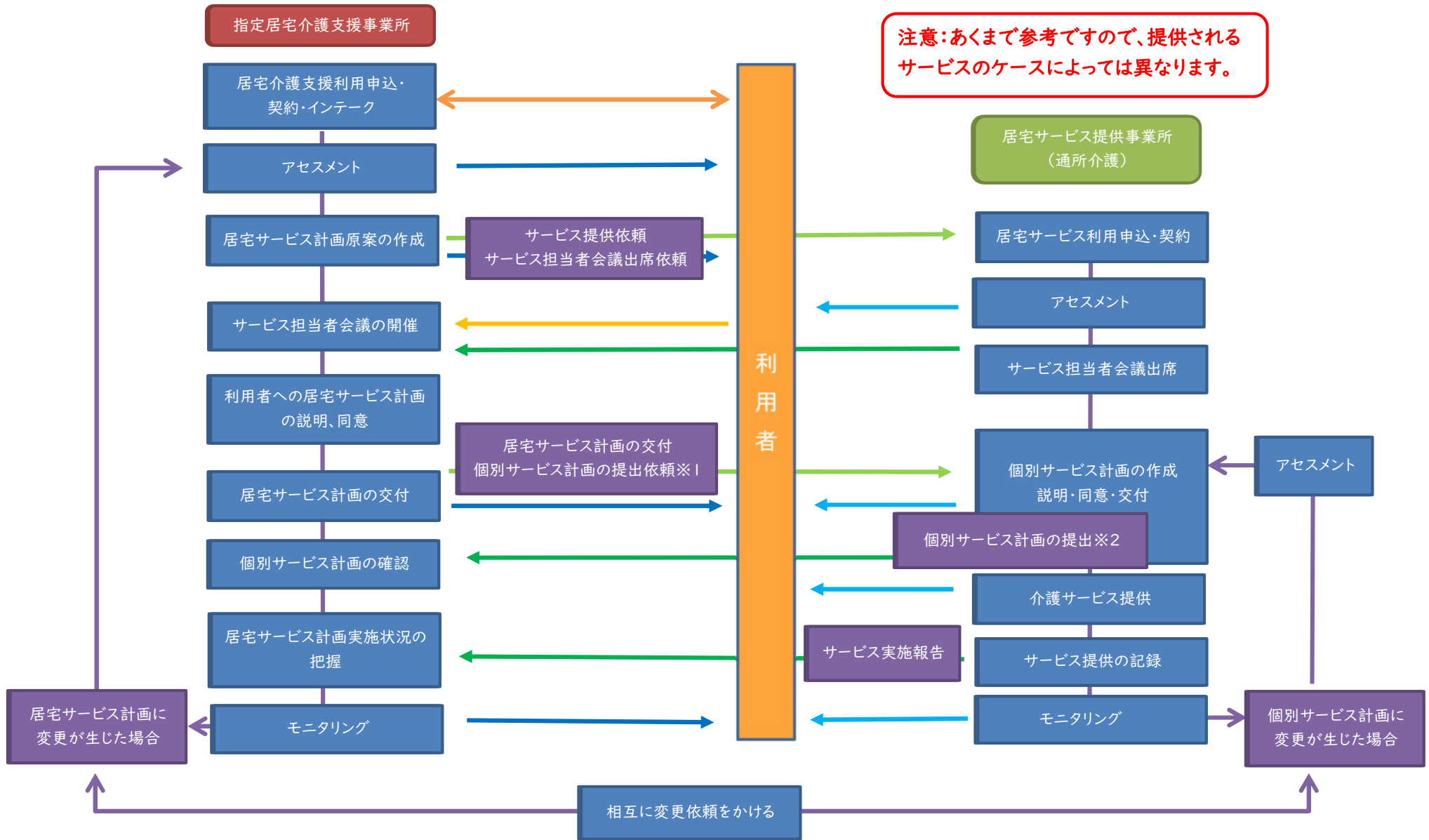
項目	サービスの種別																			
	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	療養居宅管理	通所(地密)介護	通所リハ	認知症DS	用具貸与・販売	支援事業所	居宅介護	多機能小規模(看護)	短期生活	短期療養	特定(地密)施設	認知症GH	(地密)特養	介護老人保健施設	介護医療院	
事業(施設)の目的及び運営の方針	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
従業員の職種、員数及び職務の内容	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
営業日及び営業時間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
利用(入所・登録)定員 ※						○	○	○				○	○		○	○	○	○	○	○
事業ごとの内容及び利用料その他の費用の額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
通常の事業の実施地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
サービスの利用に当たっての留意事項		○				○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
緊急時等における対応方法	○	○	○			○		○				○	○		○		○			
非常災害対策						○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
虐待の防止のための措置に関する事項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他運営に関する重要事項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続															○					
※ ユニット型の場合はユニットの数及びユニットごとの利用定員についても記載が必要です。 ※ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護については、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地についても記載が必要です。																				

市条例に基づく内容及び手続きの説明及び同意(重要事項説明書)に定めなければならない重要事項

サービスの種別

項目	サービスの種別																			
	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	療養居宅管理	通所(地密)介護	通所リハ	認知症DS	用具貸与・販売	支援事業所	居宅介護	多機能小規模(看護)	短期生活	短期療養	特定(地密)施設※3	認知症GH	(地密)特養	介護老人保健施設	介護医療院	
運営規程の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
従業者の勤務体制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事故発生時の対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
苦情処理の体制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
提供するサービスの第三者評価の実施状況 ※1	○					○		○				○	○			○	○			
介護居室、一時介護室、浴室、食堂及び機能訓練室の概要															○					
要介護状態区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容															○					
利用料の額及びその改定の方法 ※2															○					
秘密の保持											○									
※1 実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況 ※2 契約書においては、少なくとも、介護サービスの内容及び利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載する。 ※3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護については、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称並びに居宅サービスの種類、安否確認の方法及び手順についても記載する。																				

指定居宅介護支援事業者と居宅サービス提供事業（通所介護の場合）の関係（参考）



※1 居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性を確認するため、個別サービス計画の提出依頼を求めること。

※2 個別サービス計画の提出について、通所介護の場合、指定居宅介護支援事業者から個別サービス計画の提供の求めがあった際には提供することに協力するよう努めること。サービスによっては取扱いが異なりますのでご確認ください。

※あくまで参考例です。提供されるサービスのケースによっては経過が異なります。